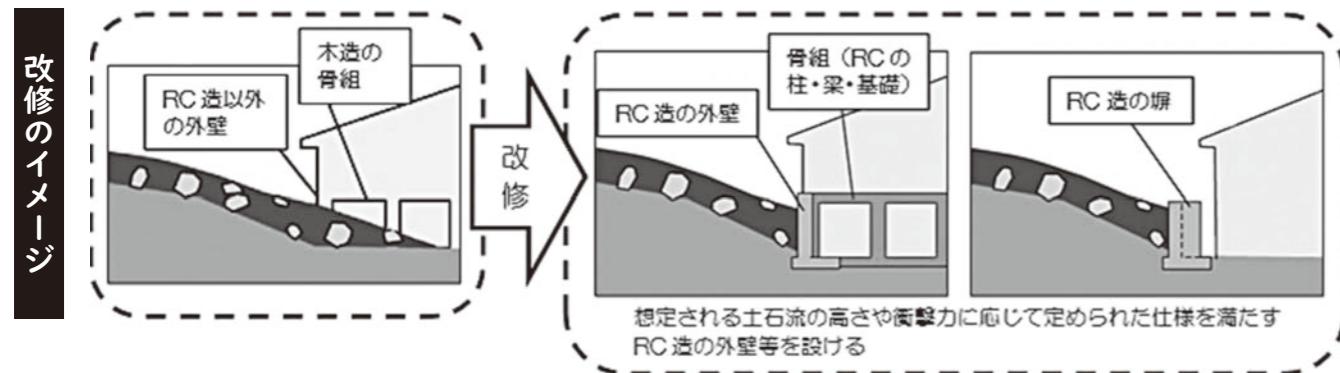




建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の一部を補助する制度です。



申請期限	11月29日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物であること ・居室を有するもので、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないこと ・土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象限度額（改修工事費の上限）3,360,000円 ・補助対象工事費の23%（千円未満切捨て） ・補助限度額772,000円 ($3,360,000\text{円} \times 23\% = 772,000\text{円}$)

補助金の交付の決定前に、土砂災害対策改修工事の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）



詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



旧優生保護法一時金支給制度について

旧優生保護法により優生手術を受けられた方へ、広島県からとても大切なお知らせです。

昭和23年～平成8年の間に、特定の疾病や障害を理由に、優生手術（生殖を不能にする手術等）を受けた方に対して、一時金（320万円）が支給されます。

相談内容については秘密を守ります。請求はご家族等代理人の方でも行えます。

【対象者】

- ・昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます。）
- ・昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に、生殖を不能とする手術または放射線の照射を受けた方（優生思想に基づくものでないことが明らかな手術等を受けた方を除きます。）
- ・請求時点での生存している方

【請求期限】令和11年4月23日

問合せ 広島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口 ☎227-1040 FAX 502-3674

まずはご相談ください。



がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）を補助する制度です。

申請期限	11月29日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。	
対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域（※1）、土砂災害特別警戒区域（※2）のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅） ※1 住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2 土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。	
補助内容	区分	補助対象費用の内容
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用
	移転先住宅の建設費または購入費（借入金利子相当額）	移転先住宅の建設または購入をするための借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額 ・建物：4,650,000円 ・土地：2,060,000円 ・敷地造成：608,000円
	その他	○あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項等を確認してください。 ○補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



木造住宅耐震診断補助事業

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんのが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	11月29日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。	
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額（上限2万円）	
対象住宅	耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。	
対象者	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住しているもの。木造在来軸組構法に限ります。（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）	
耐震診断	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。（町税等の滞納がある方は対象外）	
	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断（※）です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限ります。	

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

